

第 21 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 7年 3月27日 (木) 15時30分～16時59分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第4	報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第5	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7	議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第8	議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第9	議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第10	議案第6号 令和7年度最適化活動の目標設定等決定の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	12番 鳥本 和則	13番 高橋 仁
14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲

●欠席委員

11番 珠玖 春美

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

14番 栗野 秀明 15番 堀井 和宏

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、14番 栗野委員、15番 堀井委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上7線外合計3筆、公募・現況地目とも畠、合計面積143,824m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計8筆、公募・現況地目とも畠、合計面積43,931.83m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。それでは、野澤あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。3月24日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、土屋委員、松久委員、高橋委員、道下委員、そして私野澤、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時00分よりあっせん委員会を開催しました。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時37分 休憩

15時38分 再開

-
- 議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。
 - 5番（野澤委員） あっせんの結果、番号8番は売買でのあっせん成立、番号1番から番号7番、番号9番、番号10番は賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。
 - 議長（島部会長） ただ今、野澤あっせん委員長より説明のありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。
 - 【なし・・との声】
 - 議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
-

●日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

- 議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番について事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田） 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積60,950m²です。本申請は、賃貸借の申請です。

- 議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
-

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

- 議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号12番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西土狩北8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積24,017m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年1月2月31日、土地の引渡しの時期は令和6年1月2月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線、公簿・現況地目とも畠、面積9,793m²で

す。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年12月31日、土地の引渡しの時期は令和6年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町西土狩北5線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積12,000m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年12月31日、土地の引渡しの時期は令和6年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積60,950m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年12月31日、土地の引渡しの時期は令和6年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号5番】土地の所在は、芽室町渋山9線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積98,411m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年2月9日、土地の引渡しの時期は令和7年2月28日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号6番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積79,498m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年2月20日、土地の引渡しの時期は令和7年2月20日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号7番】土地の所在は、芽室町北明西7線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積18,050.33m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年3月3日、土地の引渡しの時期は令和7年3月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号8番】土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積4,047m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年3月10日、土地の引渡しの時期は令和7年3月10日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号9番】土地の所在は、芽室町北明西5線外合計25筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積243,769m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年2月26日、土地の引渡しの時期は令和7年2月26日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号10番】土地の所在は、芽室町西土狩北8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積35,003m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年2月26日、土地の引渡しの時期は令和7年2月26日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号11番】土地の所在は、芽室町北明西6線、公簿・現況地目とも畠、面積3,474m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年3月10日、土地の引渡しの時期は令和7年3月31日となっております。

詳細については、議案書をご覧ください。

【番号12番】土地の所在は、茅室町北明西5線外合計21筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積318,262m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年2月26日、土地の引渡しの時期は令和7年2月26日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号12番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号5番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号6番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号7番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号8番につきましては、原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、番号9番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号9番につきましては、原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、番号10番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号10番につきましては、原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、番号11番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号11番につきましては、原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、番号12番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号12番につきましては、原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】 土地の所在は、芽室町北明西5線外合計25筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積243,769m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、もともと別の方と賃貸借していた農地でしたが、売買にあたり、譲受人が買入れすることとなつたものです。地域の理解も得ているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町北明西5線外合計21筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積347,114m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、もともと譲受人が賃借していた農地を、買入れするものです。特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積57,846m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、元西士狩小学校の南側、十勝川堤防沿いです。譲渡人は、70歳で営農中止しており、譲受人へ賃貸借していたものです。また、地元案件であるため、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号4番】土地の所在は、芽室町新生南5線外合計2筆、公簿・現況地目

とも畠、合計面積92,821m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、芽室南小学校から北伏古方面へ向かい約1kmの農地です。譲受人は、就農して40年以上が経過しており、現在は子夫婦とともに営農に励んでいます。また、地域の理解も得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号5番】土地の所在は、芽室町芽室北1線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積91,836m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約4kmの高岩地区に位置しています。借人は、就農して15年以上が経過しており、これまで健全な営農を行っています。また、地域の理解も得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番についてですが、小林委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、小林委員は、議事参与が制限されることとなります。小林委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時05分 休憩

【小林委員退室】

16時05分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号6番】土地の所在は、芽室町芽室北1線外合計6筆、公簿は原野、現況地目は畑、合計面積75,010m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、借人自宅から約2kmの美生川沿い、国道北側の農地です。借人は、畑作を中心に家族で営農を行っている優良な農家で、規模拡大による賃貸借となります。特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時08分 休憩

【小林委員入室】

16時08分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号7番】土地の所在は、芽室町上伏古12線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積46,312m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、

上伏古コミュニティーセンターより西へ約1kmの農地です。借人は、営農歴30年以上のベテランであり、長芋などを含めた安定経営を行っております。規模拡大による賃貸借であり、借人自宅からも近い農地であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号7番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号8番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畠、面積48,685m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上伏古コミュニティーセンターより西へ約1kmの農地です。借人は、営農歴27年のベテランであり、長芋などを含めた安定経営を行っております。規模拡大による賃貸借であり、借人自宅からも近い農地であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号8番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号9番】土地の所在は、芽室町北明西7線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積18,267.33m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、賃貸借で借人が新規就農者です。借人は、帯広畜産大学卒業後、農業関連会社に勤務し、その後、農業法人にて約7年農業に従事しておりました。農業技術も習得しております、営農計画もしっかりと立て、すでに販売先の開拓も進んでいます。また、地域の理解も得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号9番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号10番】土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積45,531m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄市街地から南西へ約3km、祥栄神社北側の農地です。本申請は賃貸借で、貸人と借人は親戚同士であり、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号10番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号10番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号11番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号11番】土地の所在は、芽室町祥栄西19線外合計15筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積139,372m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄市街地から西へ約4kmの農地です。本申請は賃貸借で、貸人と借人は親戚同士であります。借人は、規模拡大の意欲が大きく、地域の中でも中心的な役割を果たしています。特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号11番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号11番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 次に、番号12番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田） 【番号12番】土地の所在は、芽室町毛根北5線外合計14筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積68,282.56m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。
- 議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- 17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、北5～6線27号の東側と平和方面に向かい、17線道路の北側にある農地です。借人は、地域の中でも中心的な役割を担っており、問題のない案件と思われます。
- 議長（島部会長） これより質疑を行います。番号12番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号12番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 次に、番号13番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田） 【番号13番】土地の所在は、芽室町祥栄北8線、公簿・現況地目とも畠、面積43,655m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。
- 議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- 17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄市街地から南西へ約3kmの農地です。本申請は賃貸借で、貸人と借人は親戚同士であります。借人は、地域の中でも農地面積が少ない方ですが、野菜等を中心に営農しており、問題のない案件と思われます。
- 議長（島部会長） これより質疑を行います。番号13番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号13番について、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 次に、番号14番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田） 【番号14番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積23,000m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地

法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、北9線27号の北東側で、借人の農地の隣接地であり、作業効率の向上となるそうです。借人は、野菜を取り入れている堅実な法人経営を行っており、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号14番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号14番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に関連がありますので、番号15番 番号16番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号15番】土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積48,435m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号16番】土地の所在は、芽室町祥栄西19線外合計10筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積77,878m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄市街地から南西へ約3kmの住宅西側と平和方面へ向かう清水境目の西側の農地です。借人は、地域の中でも中心的な役割を担っており、後継者も農業経営に携わっているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号15番、番号16番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号15番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号16番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号16番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。
-

●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上芽室東外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積6,438m²です。本申請は、土砂採取及び起伏調整のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地調査を行いました。申請地は、芽室町市街地から約4kmの農地です。これまで基盤整備のため、火山灰採取を継続的に行っている隣接地であり、近隣の理解もあることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会长専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町上芽室東他合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積10,767m²です。本申請は、土砂採取及び起伏調整のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地調査を行いました。申請地は、芽室町市街地から約5kmの農地です。これまで基盤整備のため、火山灰採取を継続的に行っている隣接地であり、近隣の理解もあることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時35分 休憩

16時36分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号2番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会长専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄北9線、公簿・現況地目とも畠、面積959m²です。農家住宅の新築をするための転用であり、それに伴い、農用地から除外するものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、本人から話を伺いました。申請地は、祥栄市街地から南側の農地です。本申請は、後継者の新築住宅建設のためであり、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号110番から整理番号115番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号110番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積60,950m²を賃貸借するものです。

【整理番号111番】土地の所在は、芽室町西土狩北5線、公簿・現況地目とも畠、面積13,193m²を賃貸借するものです。

【整理番号112番】土地の所在は、芽室町西土狩北8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積24,017m²を賃貸借するものです。

【整理番号113番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積21,793m²を賃貸借するものです。

【整理番号114番】土地の所在は、芽室町上芽室南1線、公簿・現況地目とも畠、面積6,030m²を賃貸借するものです。

【整理番号115番】土地の所在は、芽室町渋山9線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積98,411m²を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号110番から整理番号115番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、整理番号110番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号110番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号111番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号111番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号112番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号112番については原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、整理番号113番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号113番については原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、整理番号114番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号114番については原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、整理番号115番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号115番については原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、整理番号116番についてですが、横溝委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、横溝委員は、議事参与が制限されることとなります。横溝委員には、議事終了まで退出をお願いします。
○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時46分 休憩

【横溝委員退室】

16時47分 再開

- 議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

- 議長（島部会長） それでは、整理番号116番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【整理番号116番】 土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積23,931m²を賃貸借するものです。

- 議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号116番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号116番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号116番については原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時48分 休憩

【横溝委員入室】

16時48分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号117番から整理番号121番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【整理番号117番】土地の所在は、芽室町中伏古2線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積51,326m²を賃貸借するものです。

【整理番号118番】土地の所在は、芽室町中伏古2線外合計8筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積22,674m²を賃貸借するものです。

【整理番号119番】土地の所在は、芽室町中伏古3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積92,185m²を賃貸借するものです。

【整理番号120番】土地の所在は、芽室町栄3線、公簿・現況地目とも畠、面積31,894m²を賃貸借するものです。

【整理番号121番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積78,902m²を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号117番から整理番号121番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、整理番号117番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号117番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号118番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号118番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号119番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号119番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号120番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号120番については原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、整理番号121番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号121番については原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

●日程第10 議案第6号 令和7年度最適化活動の目標設定等決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第6号 令和7年度最適化活動の目標設定等決定の件を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 令和7年度最適化活動の目標設定等決定の件。芽室町農業委員会の令和7年度の最適化活動の目標設定等について審議を求める。（議案のとおり説明）

○議長（島部会長） これより質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。提案のありました令和7年度最適化活動の目標設定等について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば举手をお願いいたします。

【なし・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第21回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時59分 閉会）

以上、農業委員会會議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 3月 27日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員